

# 京都市財政健全化推進本部設置要綱

制定 平成 21 年 7 月 22 日

改正 平成 21 年 12 月 1 日

## (目的及び設置)

第 1 条 京都未来まちづくりプランの「行財政改革・創造プラン」における財政健全化の取組を着実に推進するとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における連結実質赤字比率の改善に向けた取組を進めるため、京都市財政健全化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (組織)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てる。

## (会議)

第 3 条 推進本部の会議は、本部長が必要があると認めるとき、随時招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

## (補佐組織の設置)

第 4 条 推進本部の事務を補佐し、財政構造の改革に資するため、本部長の諮問機関として、京都市財政改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

- 2 有識者会議の構成員は、財政改革について、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱する者とする。
- 3 座長は、委員の互選により選出し、副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 4 座長は、有識者会議の事務を掌理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理し、座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がこれを代理する。

## (庶務)

第 5 条 推進本部の庶務は、行財政局財政部財政課において行う。

## (委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、財政担当局長が定める。

### 附 則

この要綱は、制定の日（平成 21 年 7 月 22 日）から実施する。

### 附 則

この要綱は、改正の日（平成 21 年 12 月 1 日）から実施する。

## 別表（第 2 条関係）

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 企画監</li><li>(2) 地球環境政策監</li><li>(3) 人材活性化政策監</li><li>(4) 子育て支援政策監</li><li>(5) 交通政策監</li><li>(6) 京都市事務分掌条例第 1 条に規定する局の長、財政担当局長及び政策調整・広報担当局長</li><li>(7) 区長及び担当区長</li><li>(8) 消防局長</li></ol> |
|--|

- ( 9 ) 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第 2 条に規定する管理者
- ( 1 0 ) 教育長
- ( 1 1 ) 選挙管理委員会事務局長
- ( 1 2 ) 監査事務局長
- ( 1 3 ) 人事委員会事務局長
- ( 1 4 ) 交通局次長
- ( 1 5 ) 上下水道局次長
- ( 1 6 ) 教育次長
- ( 1 7 ) 上記のほか、本部長が必要と認める本市関係職員